

令和4年度第2回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水)午前9時30分から午前10時42分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 10人

2番	野津田はるみ	3番	小川康成	4番	竹内茂樹
5番	小森山仁司	6番	瀬尾 毅	7番	岡本 隆
8番	末宗龍司	9番	木戸安江	10番	久保時治
11番	小寺 旭				

推1番	池田源實	推2番	岡崎正昭	推3番	田原忠一
推4番	濱保敬志	推5番	向田定男	推6番	横山寿人
推7番	槇本桂志	推9番	加納 巧	推11番	栗根耕作
推12番	井手口昭博				

4. 欠席委員 1番 秋山 剛

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

報告第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 6月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係主任 田渕 哲也

8. 会議の概要

【事務局（池田）】定刻になりましたので、これより令和4年度第2回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は1番 秋山委員です。定数に達しておりますので、令和4年度第2回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元

にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、5番 小森山委員、6番 瀬尾委員を指名します。よろしくお祈いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお祈いします。

議案第5号 農地法第3条の許可申請について事務局から説明をしてください。

【事務局（田淵）】（議案第5号を説明）

【議長】 続いて担当委員の補足説明をお祈いします。番号1を横山委員お祈いします。

【推6番 横山委員】 5月11日に野津田委員と私と、譲渡人さんにもお話ししたのですが、体調がよくないということで、欠席されております。

場所は、東城方面に向かって、街中を外れたところに辰の口信号機があります。そのすぐ横、私の農地の間に挟まっているほ場でございます。

現地は長年私が耕作をしております。譲渡人さんは大病を患ったり、後継者も遠方へおり、帰る意思がないので、私に譲るので耕作してほしいとのことです。続きなので、特に問題はないかと思ひます。審議のほどよろしくお祈いします。

【議長】 続いて番号2を田原委員お祈いします。

【推3番 田原委員】 この申請がありまして行政書士の山本さんに電話をして聞きました。〇〇さんとは連絡取れないのですけれども、この書類に書いてある部分で、雲を掴むような話であるという話を申しました。

〇〇さんの雇人の〇〇さんが、飲食店をこれから始めるということです。農業をどこかでしていたかというのと、これもしていない。全く農業の素人です。府中市に来て、ここに書いてある畑と稲作をやると申請書には書いてあります。

耕運機1台、コンバイン1台購入と書いてあります。稲作がコンバインだけでできますか。先ほどの事務局の説明を踏まえて、審議していただかなくてはなりません、私としては、実際にこの現場で会って話をしたこともないし、土地を手放そうという〇〇さんの、父親は亡くなったのですけれども、このお父さんとは認識ありますが、奥さんとも息子さんとも認識はありません。〇〇さんと〇〇さんの関係ということも分からない。親戚でもないと思うのですが、これも分からない。

行政書士の方に1度現場に行って、会長も一緒に行かれたらいいと思うのですけれども、話を聞かないと、私としてはとてもこれをいい話だと、これを審議して欲しいと農業委員の方には言えませんが。

稲でも今年はまだ遅いです。これから草刈って耕作して水を張る。水でも水利権があります。そういう関係もあるし、畑作にしても、秋植えつけということになりました。もう少し話しを聞くため、行政書士さんには1か月ほど延期したらどうかという話をしました。以上です。

【議長】 続いて、番号3を井手口委員お祈いします。

【推12番 井手口委員】 5月11日に譲受人 〇〇 〇〇さんと小寺会長と井手口で現

地確認を行いましたので、補足説明を行います。

申請者の〇〇 〇〇さんは、住居が遠方であり、耕作が困難であるために申請をされました。現地は栗柄町の芦田川にかかる鳴谷橋の上流 150m、右岸線南側 100mの小高い山中にあり、現況は竹林であります。

譲受人の〇〇 〇〇さんは、以前鳴谷に家があり、現在は中須町にお住まいで、ほ場は近く、また南側隣接地に畑を所有されているために購入されるそうです。譲受地は日当たりが悪いために、しいたけ、マイタケ等の栽培をされるそうです。境界については、南側の隣接地は自分の畑、また、その西側は地籍調査済のコンクリート製の杭があり、東側北側は溝と石垣があり問題はありませぬ。ご審議をよろしく願います。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませぬか。

【4番 竹内委員】2番の件ですが、本人に会えないので許可できないっていうのはできるのか。書類は整っているが、詳細な内容が確認できないから許可することができませんと、できるのならして欲しい。農業委員が納得できないものをこの委員会で審議するのどうか。

【推6番 横山委員】これまで何年か前からずっと、私が行ったり、そして地元の人が貸してくれと頼んでいた。お母さんは、お父さんの名義なので、お父さんの田なので知らんと。それを何で今回、有償で譲渡するような形になったのか。地元の人が、便利が良いので作らせてくれというのを頑なに断っていた。

【3番 小川委員】私は反対です。購入者の〇〇さんに具体的な活用方法について、農業委員会で決めることもできるのではないかと思うんです。それによって判断すればいいと思うのですが、活用方法として、現地を私もよく知っておりますが、これについてこんな遠くの方が農業をするというのは、何をするかは分かりませぬが、やはり難しいのではないかと思います。農業委員会としてはこの案件については、否決が妥当だと思います。

【推3番 田原委員】現状よりも良くなるという可能性があるのならと思います。近所の人に聞くと、おそらく太陽光発電施設にするのではという声もありました。

【事務局（池田）】第1種農地なため、原則転用不可です。可否については、本当に具体的にどうなのかを譲受人、代理人ともう少し話をしまして判断すべきと考えます。

【4番 竹内委員】農業委員が理解できないような内容の場合、否決という形もあると思います。

【推3番 田原委員】行政書士にも今のままでは内容的に困難なことは伝え、その趣旨を〇〇さんに伝えてほしいと言いました。

【議長】この件について整理したいのですが、まず問題としては広島市在住です。遠方ということについての距離の指定は何もないのですが、皆さん農業をやっておられるから分かるのですが、農業することが可能かどうか、まずできないと思うんです。

そういうことも鑑みて、まず許可不許可という問題については、これだけの遠方から農業しに来るといふ確約が本人からない。審議は難しいです。

【推3番 田原委員】この距離でできることに関して、やはり甘いと思います。私も稲作やっていますが毎日です。毎朝やはり水見に行ったりしなきゃいかんのです。

【議長】それではこの案件は本人に確認の上、再度審議するということでよろしいですか。2番につきましては、審議を延期します。番号1と3については何かございますか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第5号の番号1と3については許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第5号の番号1と3については提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から説明してください。

【事務局(田淵)】(議案第6号を説明)

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び2を池田委員お願いします。

【推1番 池田委員】番号1の方は私の田んぼなのですが、長年自己保全管理で草刈等、それから耕うんはしておりましたのでいつでも作れるのですが、この度〇〇 〇〇さんに作っていただくようお願いしました。〇〇さんは、何か野菜を植えるかなというところで、今話が出ております。

番号2のところですが、利用権を設定する現地は地図で見たら5ページ、三原東城線の比較的神石町に近いところですが、こちらから行ったら、三原東城線の右下に田んぼが3枚続いてあります。設定を受ける〇〇さんは、経営面積が0とありますが、実際は〇〇 〇〇さん名義をもう長いこと、約6反水田を作って、機械もありますので、問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第6号は提案どおり承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第6号は提案どおり承認します。

【議長】続いて議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第7号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1から5を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】 4月28日、譲受人の〇〇会長と、小寺会長と竹内委員と井手口委員と私で現地確認を行いました。

譲受人の取締役の〇〇 〇〇さんは息子さんでございます。現地確認はいつも〇〇会長が来られます。場所は広谷大池の西側です。

番号1の譲渡人 〇〇 〇〇さんは高齢で、農作業ができないため雑草が生えております。甲1214番地の上は山林です。下側は他人の土地約1,000㎡ありますが譲受人 〇〇〇〇さんとの話が中断しております。乙1214番地、1217番地、1216番地、1219番地は低い尾根に並んでおります。将来この山を崩して前回譲受けた農地と一体にする予定です。

番号2の〇〇さん、番号3の〇〇さん、番号4の〇〇さん、番号5の〇〇さん、どなたも高齢で農作業ができないため譲渡されます。

番号4 〇〇 〇〇さんの農地に焼却炉を設置とのことですが、以前、この焼却炉は人家から20m離れたところに設置の予定でしたが、この人家も譲受け、焼却炉は100m上側に変更するとのことです。焼却炉は細い枝などを燃やします。太い丸太は保存して燃料チップにするとのことで問題ないと思われまます。よろしくをお願いします。

【議長】 続いて、番号6の高山委員は欠席のため事務局よりご説明いたします。

【事務局（田淵）】 高山委員から原稿をお預かりしましたので代読します。

令和3年12月総会での除外申請の補足説明にありまして、諸毛町の〇〇さんの現地確認につきましては、他の委員さん数名と、すでに現地は確認をしておりますとのことです。このたび、農用地区域からの除外が完了したことに伴う第5条の許可申請でございます。

周りには民家もなく、本人の土地のみで、〇〇さんが整備を開始しています。本人さん名義になりつつあるところばかりで、特に周辺農地に影響はありません。

問題はないかと思われまます、審議のほどをよろしくをお願いしますとのことです。以上です。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第7号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第7号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】 続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第4号 農地法第4条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第4号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第5号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第5号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、6月24日（金）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は6月24日（水）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦勞様でした。

令和4年5月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人